

第十六回 衆議院

人

事 委 員 会 議 録 第 十 号

昭和二十八年七月二十五日（土曜日）

午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君

理事赤城 宗德君 理事永田 亮一君

理事田中 好君 理事加賀田 進君

理事受田 新吉君 理事山口 好一君

田子 一民君 原 健三郎君

池田 清志君 小山倉之助君

田中 久雄君 古井 喜實君

櫻井 奎夫君 三鍋 義三君

森 三樹二君 池田 禎治君

長江

出席政府委員

人事院総裁 浅井 清君

人事院事務官(事務系) 龍本 忠男君

移經后紹

委員外の出席

文部事務官(大臣官房人事課長) 平野 出見君

專門員 安倍 三郎君

專門員 遠山信一郎君

七月二十五日

委員 芦田均君、館林三喜男君及び石山權作君辞任につき、その補欠として町村金五君、田中久雄君及び三鍋義三君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十四日

島田市の地域給引上げに関する陳情書（静岡県島田市長森嶋也外二十九名）（第一二七一号）

で、それより下まわるのであります
が、それを三号のところと合いますよ
うに、なめらかに結びという方法をと
つたのであります。前回説明が足りま
せんでしたが、そういう意味でござい
ます。

○永田(亮)委員 民間給与とそれから実態調査の二つであります。私はこのどちらを主にするかというウエイトの問題で、ちよつと見解を異にするわけです。私が考えますのには、やはり主として元になるものは、どこまでも実態調査が元になるべきであつて、そして民間給与というものは、これを補正する意味で勘案するのがいいのじやないか。どちらにウエイトをかけるかというときに、実態調査に重きを置くべきではないかと思ふのであります。と申しますのは、たとえば民間で給与をきめる場合においても、公務員の給与が決定されると、これを非常に重要視して民間が給与を決定する。こういうことを民間でやるのはかつてであり

ますが、そういう方向において民間で給与をきめておると思うのであります。それで公務員が給与をきめるときに、民間給与というものを主として考えるということは、これは主客が転倒しているように思うのです。さらにこれを考えてみますと、公務員が給与を上げたから民間も上げた、民間が上げたからまたそれにならつて公務員が上げる、どちらもいちごつこをするような結果になりはしないか。それを参考にするということはけつこうであります。少なくとも公務員の給与ペーシングを決定するにあたつては、やはり実態調査にウェイトを置いて、民間給与というものはただ参考にして、これを

補正するだけに役立てるのが、ほんとうの行き方じゃないか、こういうふう
に考えますが、この点について御質問
をいたします。

○漢井政府委員　お言葉はよくわかるのでありますが、公務員法の規定によりますと、民間賃金、生計費その他の要素、こういうことになつておりまして、民間賃金が一番先にある。それだけの理由ではありませんけれども、ともかく民間賃金を無視しては、現行制度のもとにおいては俸給表がつくれないという事情にあることを、御了承願いたいと思います。それから過去におきましては、民間賃金よりも公務員の給与の方がずっと低かつたのが実情でありまして、勤労者全般の水準に合わせるという意味において、漸次民間の賃金に近づけるということを目標としてやつて参りました関係上、ただいま御指摘のようになったと思うのでございます。この点御了承願いたいと思います。

○永田 高 委員 終戦後現在に至るまでの実際の面においては、確かに民間の給与が先行して、国家公務員の方が遅れてついて行つたかと思ひます。しかしこれからは必ずしもそうとはきまつてゐるわけではないので、やはり公務員の考え方としては、民間の給与が上つたからとか、あるいは下つたからというようなことを主体にして考えるのはどうかと思ひます。そこで今後の問題として、やはり民間給与の動きを第一に考えるお考えか。私は実態調査というものを主として考えて行くのが、ほんとうの行き方じやないか、かように考えておりますが、今後の問題としてどういふふうにお考えになつて

おりますか。

○浅井政府委員 お答えを申し上げますが、今後のことは、やはり今御指摘の民間貸金等一般経済界の事情がどう動くかということも、重要な要素であらうと思いますから、何もただいままでやつて来たやり方を、今後も必ずしもやつて行かなければならぬということはないのであります。この点はよく考えてみたいと思っております。

○永田(亮)委員　その点はそれくらいにして、この公務員の給与が理論的にかくあるべきだという勧告の基礎になる根拠であります。が、今のような民間の給与と実態調査と、あるいは生計費の動きと、こういうようなものだけできめて参るのかどうか。これが最高のものとお考えであるかどうか。このほかにまだ勘案すべき要素があるのじゃないか。もしあれば、どういうことが考えられるか。こういうような点についてお考えがあれば伺いたいと思います。

○浅井政府委員 公務員法の規定によりまして、民間賃金、生計費その他の要素とありますから、このその他の要素をいかに考えるかということが、お尋ねの点だろうと思っております。ただいまの実情といたしましては、主として民間賃金それから生計費等を考へて、そのままこれを移してやつて参つたのであります。その他の要素の中には、おそらくこれを抑り下げれば、国家経済等いろいろな問題が入つて来るように思いますが、その中で、人事院として考慮の中に入れられるものがあるれば、これは人事院の権限の範囲外のものもあろうかと思いますが、なお將來その点はよく考えてみたいと思つ

ております。

○永田寛委員 次の問題に移ります。この間本会議で、浅井人事院総裁が御説明されたと思うのでありますが、ベース・アップというものは、公務員の立場と同様に、納税者であるところの国民全体の納得の行くものでなければならぬというふうにおつしやうたかと思うのでありますが、そうでありますか。

○浅井政府委員　その点は、私の申しました意味は、われ／＼がベース勧告をいたしますときには、公務員の利益を考えなければならぬことはもちろんでありますが、同時にそのベース勧告を国民各位が見まして、もつとものだというような納得が行くだけの詳しい調査をしなればならないと申し上げたのであります。その国民の納得ということは、つまりただ単にベースの数字を出すのではなくて、相当詳しい調査をして、国民に納得してもらいたい、そういう意味で申したのであります。

す。

○永田(亮)委員 民間の企業が質上げをやる、ベース・アップをやるということにつきましては、大体その企業あるいは会社というものの支払い能力といいますが、収益の程度というものが根本的な決定要素になると思うのであります。会社がもうかりもしないのに、ベース・アップの要求をするということは無理でありまして、その会社の労働組合なんか要求する場合でも、その企業の収入状況というものをにらみ合せてから、闘争をやつておると私は考えるのであります。公務員の給与の場合におきましては……。

□過半数に足りないじゃないか、

「流会々々」と呼ぶ者あり

○川島委員長 会期が切迫していますから、慣例によつてやっています。質問を續けてください。

「横暴だよ」と呼ぶ者あり
○川島委員長 今質問中です。

○永田(亮)委員　公務員の給与の場合におきましても、やはり国家の財政状態、特に先ほど御説明になりましたように、国民全体が納得が行くというよ

うな国民負担との関連において考慮をするということが必要ではないかと思ひます。人事院の今度の勧告を見ておりますと、この人事院の勧告をそのままのむといふことになりますと、国の財政状態がどういふことになるか、国民の負担が耐へ切れるかどうか、こういう点までも考へて勧告をされたのかどうか、国民全体が納得の行くといふことを浅井さんは申されましたが、もし人事院のこの勧告というものを全面的にのむといふことになれば、一つの会社の企業がつぶれると同じように、

国の財政状態が非常に逼迫するのではないか、こういうことを憂うのであればありますが、こういう点について御考慮をされたかどうかお伺いしたいと思ひます。

○浅井政府委員　人事院といたしましては、何が適切な給与であるかということだけを考へてやればよろしいと私は思つております。国民が納得するということとは、ただ数字を出しただけではなくて、読んでよく国民に了解してもらへるだけの数字を、詳しく調査しなければならぬという意味で申したのであります。その金額が高過ぎるとかあるいは低過ぎるとか、適当であるとかいうようなところで、納得し

得るという意味で申し上げたのではないのであります。そこで人事院が勧告をいたしましたときに、それを国家全般的財政に考えて、これを御決定してくださるのには国会と内閣であります。そのときにともかく人事院として一つのものを示す、すなわち何が適切な給与であるかという、それだけの意味を持つものでいいのじやないか、そういうふうにご考慮をいたします。

○永田(亮)委員 私ども国民といたしましては、公務員にできるだけ安定した生活をしてもらいたい、これはもう言うまでもないことであります。なるべく職務と責任に応じて優遇し、待遇を改善すべきであるというのを常に考えております。しかし今日の日本の現状を考えると、一般国民の生活それ自身が非常に不安定でありまして、国民の負担の問題を度外視して、公務員の給与をきめることはできないと思ふのであります。私は決して大蔵大臣の肩を持つわけでも何でもありませんが、財源というものはすでに相当あさり尽しておるようには思ふのであります。さらにこれ以上公務員の給与を引上げる場合には増税しなければならぬ。あるいはまた増税をしないならば公債を発行するか貯蓄の食いつぶしというふうな、どうしてもインフレーションな手段によらざるを得ないと思ふのであります。ベース引上げに要する歳出の増加それ自身が、消費的な性質を持つておりました、こういう九百億内外という歳出を増加すれば、一層インフレがひどくなつて来る端緒をつくるのじやないか、ひいてはこれは生計費にはね返つて来るものでありまして、どうしても国民全体の生活を圧迫する

方向に向いて来るのじやないかと思ふのであります。それでこの九百億内外の支出ということが、はたして国民全体が納得するお考えになつておるかどうか、人事院は国の財政状態ということはお考えないで、あるいはひどい言葉でいへば、それは破綻しても人事院で知つたことではない、とにかくこの勧告はこの通りにおすべきである、こういうふうにお考えになつておるのかどうか、この点をもう一べん伺いたいと思ひます。

○浅井政府委員 お言葉でありますけれども、人事院といたしましては国の財政はどうかでもよいという考えでやつておるのではなくて、そういうことを考える権限を持たないのであります。人事院といたしましては公務員の給与がいかにあるべきかということをお言へば、それでよろしいわけでありまして、財政のことには国会及び内閣で、しかるべくお考え願つてやつていただきたい、但し私の方の勧告は、決して公務員に過当な給与を与えよということとを言つておるのじやなくて、民間賃金と国民の生活水準に合せた給与であるべきだといふ以上には、何ものも要求してないのでありますから、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○永田(亮)委員 先ほども申しましたように、私も申しましては公務員をできるだけ優遇したいという考えはかわらないのであります。公務員の職務と責任に応じて待遇を改善していただくということは、私もいつも考えておることでありまして、ただ今日の場合において、実際問題として、もしこの人事院の勧告をのむとするならば、根本的には行政整理の問題をこれ

にくつつけて考えなくては、実行できない段階に來ておるのじやないかと思ふのであります。どうしても行政整理なくしてベース・アップを完全に人事院の言われる通りに行うことは不可能じやないかと思ひます。人事院はこういう行政整理についてお考えを持つておられるか、あるいはどういうふうにしたら、それができるかというふうなことに、もしお考えがあらうならば、お伺いしたいと思ひます。

○浅井政府委員 行政整理の問題にしましては、人事院としては直接に何も権限を持つておりません。これは行政管理局の権限となつておりますので、その点に關して公の席上で、人事院が意見を述べることが差控へさしていただきたいと思います。

○永田(亮)委員 それではこの問題は打ち切りまして、次に職務制のことについてちよつと伺いたいと思ひます。メリットシステム成績主義の原則といひますか、この能率的な運営は、職務制がよいといふことはよくわかるのであります。しかしこれにはすべての公務員がその能力に応じて完全に適所に配置されるということが、前提であると思ふのであります。適材を適所に持つて行くといふそのやり方、方法について人事院は、どういう考えを持つておられるか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○浅井政府委員 つまりそれは職務制を完全に実施すれば、そういうふうになることと答へることが同じことなのであります。それはこの職においておの／＼の官職の職務と責任を明らかにいたし、これに應じた採用試験、昇

任試験を行い、それによつて採用とか昇任をすれば、ただいまお尋ねのようにならうになるのであります。ただそれが一朝一夕にはなかなかむずかしいかもしれません、お尋ねと同じような考えで、われ／＼が職務制をやろうとしておる点は、御了承願ひたいと思ひます。

○永田(亮)委員 今度の勧告を見ますと、その職のポストが上らないと給与が上らないということになるのじやないかと思ひます。そうすると係長とか課長とか、そういうポストが濫造されることがあるのではありませんか、係長とか、課長とか、そういうポストの濫造ということについて、これをどういうふうにご考慮するか、こういう点についてはお考えがあれば伺いたいと思ひます。

○浅井政府委員 まことにそれはごもつともな点であつて、われ／＼職務制を行いますために、非常にその点は注意をいたしておる次第であります。その一つといたしまして十分俸給の幅を伸ばしておくといふこと、そして頭打ちとかわく外に出ることを防げるようになつておくことも、確かにその一つの方法であらうと思つております。

○永田(亮)委員 次はちよつと内容について伺いたいと思ひます。この十四条の七号を、ちよつと読んでみたのですけれども、意味がわからないところがあるので、簡単にいいのですが説明してくれませんか。

○浅井政府委員 十四条の七号でございしますが、これは六号の補足的な条項でございまして、通算して一号上り得るような措置を講ずるやうにということとであります。

○永田(亮)委員 何か生命の危険を冒し云々あるいは功績があつたといふこととで上つた場合に、それまでの期間を次に通算するといふことなんですか。

○浅井政府委員 さうでございまして、(森二)委員「議事進行に關して」と呼ぶ。

○川島委員長 發言中です。

○森二(二)委員「議事進行に對して發言を許さない」といふのは委員長横暴ではないか」と呼ぶ。

○川島委員長 發言中だからだめです。

○永田(亮)委員 六号の点であります、昇給の場合に、生命の危険を冒し、そのために危篤となつたとか何とかという、突然のことで急いで昇給をするといふことはわかるのでありますけれども、勤務成績が特に優秀であるといふような場合に、これは突然勤務成績が優秀といふわけでもないと思ひますので、そういう場合もやはり急に上るといふのはおかしくはないですか。

○永田(亮)委員 もう一つ伺います
が、その勤務成績が特に優秀であるとい
うのは、これで見ると人事院規則で
きめるとありますが、それにあてはま
るといふことをだれがきめるわけなん
ですか。

○瀧本政府委員 この勤務成績が優秀
であるといふことをいいますために
は、どうしても主観的要素が働いては
困ると思うのです。従いまして客観的
に勤務成績が優秀であるといふことが
出て参らないう困ると思うのでありま
すが、人事院は一方におきまして、勤
務評定制というものを定めておりま
す。この勤務評定制はいろいろとむ
ずかしい問題を含んでおりますが、
しかしもうすでに実施いたしましたし
て、試験期を経過いたしました、相当この
勤務評定制により得るといふ段階ま
です。これに参るというようにわれわ
れ思つておるのではありません。そうい
う勤務評定制の結果を利用いたしまし
て、こういうことを判定し得るといふ
ことにもなる。もつとも現在の段階
におきまして、各省庁で勤務評定制
が偶然にうまく行つてないといふこと
もあろうかと思ひますが、そういう
ところにおきましては、やはりそれ
にかわるべき客観的な勤務成績を判定す
るという事実がありますならば、そ
ういふものに基いてこの六号を生かし
て参りたい、こういうふうに考えま
す。

○永田(亮)委員 今の御説明まことに
ごもつともありますが、これはあて
はめるのはなか／＼むずかしいことじ
やないかと思ひます。どうしても、
こういう規則をつくつておくと上官の
主観といふものが入つて来がちであ
る。上官が好きな人ときらいな人とい
うような、上官にきられたらいくら
一生懸命やつておつてもうだつが上ら
ない、あるいは反対にその下でも使
うといふこととかえつて昇給するとい
ふことになる、非常に困るのであり
まして、私の希望として今説明
されたように、できるだけ客観的な条
件を主としてきめていただきたいとお
願ひする次第であります。以上で終り
です。

○森(三)委員 議事進行について発言
を求めます。私は先ほど当委員会に出
席したのですが、私が出席したときは
委員長は出席したのですが、私が出席
したときは委員長は出席していません。
しかもそのときは四、五人しか人が
いなかったの私は出て行つたので
す。カバンを置いて、いつでも出席す
る準備をしていた。委員長みずからは
定刻に出て来られないでいて、そう
してわれ／＼が、少数だからまだ開会
されないと思つておる間に、来てみま
す。開会されている。過半数に達して
いないのに、当委員会を開会するとい
うことは、あなたは国会法を無視して
も、こうして非民主的に委員会を運営
する意思があるといふことだ。私は国
会法の軽視どころか無視だと思ひので
すが、委員長のお答えを求めます。

○川島委員長 委員長は国会法によつ
て議事を進めております。過半数に達
してあります。ことに社会党の諸君に
この際御注意申し上げますが、なるべ
く議席を保たれんことを希望いたしま
す。

○森(三)委員 それなら私が十一時ち
よつと前にここに来たときに、あなた
はこの席にいなかったでしよう。

○川島委員長 委員長は国会に出席し
ておりました。委員長は定刻に登院し
ております。

○森(三)委員 委員長はこの席にいな
ければならぬ。

○川島委員長 あなたは議席を保たな
ければならぬ。

○森(三)委員 私は委員としてその職
責を全うすべく出席した。ところが
四、五人しかいない。しかも委員長は
おられない。そこで私は所用のために
出て行つたのであつて、委員長がおら
れて開会するといふ態勢を整えていた
とすれば、私は何を好んで出て行きま
しようか。私はその職責を全うするに
やぶさかではない。しかるに、あなた
は国会法四十九条の規定を無視して、
過半数に達しないにかかわらず開会し
たといふことは、国会法を守つてい
るといふことが、国会法を守つてい
るといふことが、国会法を守つてい
る。そうしますとあなたの解釈は、
とにかく当委員会に人がいなくても自
分でおるといふ認定をさせばいいの
だ、こういうお考えですか。

○川島委員長 十三名来ておりますか
ら過半数であります。

○森(三)委員 現在いないでしよう。
○川島委員長 あなた方はなるべく
議席を保たれんことを希望いたしま
す。

○森(三)委員 あなたの法を無視する
委員長としての言動に対しては、当委
員会のスムーズな運営のために非常に
惜しみます。現在でも過半数はいない
し、過去一時間、二時間前にもいなか
つたじやないですか。

○川島委員長 すでに出席してござい
まして、政情の関係その他で議場を出
ておる人もありますから……。

○森(三)委員 それならば理事会を開
いて、こういうわけで足りないけれど
もといふことを、理事会で相談した
らよかつた。

○川島委員長 長年の慣例ですから、
慣例に従つてやつておる。

○森(三)委員 慣例といへども悪い慣
例はなるべく廃止しなければならぬ。
いい慣例はあくまでもやらなければな
らないが、悪い慣例じやないですか。
あなたがどこ／＼までもつづけるとい
ふ氣持は許されぬ。

○川島委員長 すでに会期も切迫して
おります……。

○森(三)委員 切迫しておれば、委員
長として、当該委員が見えたときに開
会したいからと言つて、態勢を整えな
ければならぬ。登院しておるとい
ふこと、当該委員会に出席しておる
といふことは法的に絶対に違ふ。建物の
中におることがこの会に出席してお
ることだといふ解釈ができますか。本
会議の議場へ出席しない、当該の建物
の中におれば出席したといつて本会議
が開けますか。そういうことでは私は
いかぬと思ひます。そういうことを改め
ていただきたい。本日はこのていた
では委員会を継続することは実に無理
ですから、本日はすみやかに散会する
ことを望みます。

○川島委員長 午前中はこの程度にと
どめまして、午後一時半から再開をい
たします。

休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後二時十八分開議
○川島委員長 午前中に引続き開会いた
します。

○田中(好)委員 私が質問するのは少
しおかしいのですが、けさの読売新聞
を読んでみますと、この三本建の改正
について、高校の教職員が非常によ
くなつて、中、小学校教職員は非常に
悪いといふような意味のことが書いてあ
りました。高校教職員は現行制度と比べ
てみると、中堅教職員は初任給で一号俸
上るのである、それから昇給率で三、四
号、それから最高のところで一号俸だ
け中、小学校の教員よりはよくなる
といふようなことが書いてござい
ました、そうではないかと私は思ひます
が、ひとつ赤城君から明確に御説明を
願ひたいと思ひます。

○赤城委員 今度の三本建の表にお
いて、同一学校を出て高等学校へ就職
しようとして、小学校へ就職しよう
と、初任給においては別にかわりは
ない、この建前をとつておられます。
それからつづけて加へますれば、今
度三つに俸給表をつつた結果、中、小
学校の教職員は非常に不利になつて
おるのじやないか、こういうふうな
疑いもあるようであります、大体全
体の表のつくり方を申しますと、中
学校、小学校、高等学校、大学、こ
れにつづいて、この表で見て四級
から十一級まで現在調整号俸が一
号ずつついておられます。その調整
号俸を本俸の中へ組み入れてその
表がつくつてあります。今までは調
整号俸としてつけ加わつておつた
ものが本俸の中に入る、こういう
こと、中、小学校、高等学校、大
学を通じて、本俸が、調整号俸を
含めてありますので、有利になつて
おりますが、そのために金が一号俸
上るわけではないのです。

第二に、俸給の号俸をそれ／＼中、小学校及び高等学校、大学について到達点を伸ばしたのであります。現在中、小学校で見ますと、教諭は三万一千九百円、通し号俸において六十号が到達点になっておりますものが、この改正案によりますと到達点三万五千九百円、通し号俸によりますと六十三号まで、三号だけ到達点が伸びておるのであります。校長につきましては、現在三万一千九百円、やはり六十号であります、これが通し号俸の六十五号の三万八千八百円ということになつておりますので、中、小学校にとりまして待遇を改善するというねらいを持つておるのであります。高等学校におきましては、現在の教諭の俸給が六十号の三万一千九百円、校長が六十五号の三万八千八百円まで伸ばしたのであります。校長におきましては三万一千九百円、六十号のものを、六十八号の四万三千三百円、こういうふうにして伸ばしておるのであります。大学教授の号俸につきましては、現在四万六千三百円が一番高いところであります、その上に三号だけ伸びておりますけれども、これは大学におきましても特に大学院を置く大学だけの教授に当てはめようではないか、こういうふうなことにいたしましたのでありますので、中、小学校、高等学校、大学、それ／＼におきまして号俸の到達点が伸びておるといふことで、それ／＼に対する改善を考へておるのであります。

第三に、しからば高等学校と中、小学校との関係はどうなのかということですが、その差は、この表で見まして四級から八級、現在の七級から十一級、この間だけを高等学校の一

号上げたのであります。大学におきましては、この表で言う四級から八級までは高等学校と同じであります、九級から十級までは高等学校よりさらに一号上げた、こういうことになつておりますので、先ほど御質問のよう、初任給の点において上げたということもありませんし、中、小学校と高等学校の間では四級から八級までの間に一号の差がある、こういうことになつておる次第であります。

○川島委員長 加賀田進君。
○加賀田委員 今少し内容的にも御説明がありましたが、まず最初、昨日の提案理由の御説明は特に概念的な点が多いので、現在の教職員の給与と、この法案の決定された後におけるものと対照して、直接どういふ相違が起つて来るかという点についての御説明をお願いしたい。

○赤城委員 今御承知の通り教職員の俸給表は一般の俸給表を適用して、人事院の細則によりまして大学の方を一つにし、高等学校、中、小学校といふものを一つの表において格付けをしておるのであります、この表を、今度の改正によりますと、大学と高等学校と中、小学校との三つにわけたのであります。そのうち一番問題になつておりますのは、先ほどお答えしましたように、第二表と第三表の点だと思つておりますが、高等学校におきましては、中、小学校の俸給表と比較いたします、この表における四級から八級までを一号俸上げた。それから第一表と第二表との差を申し上げますれば、大学の方はさらに九級から十級までを一

号上げた、こういう差があるのであります。

○森(三)委員 委員長、今議長のところに行つて聞いて来ましたが、公聴会をやつておる委員会以外は、一応全部やめて本会議に出席してもらいたいというのを嚴重に申し渡したと言つておりますから……。

○川島委員長 私のところにはまだ正式に來ておりません。確かめましよう。

○加賀田委員 詳細の点はいずれまた質問したいと思つていますが、この際一点だけ質問いたしておきたいと思つて、現行法の第四條において、職務の複雑性とか困難性、また責任の度合い等の問題を全部勘案考慮して、給与問題を決定しなければならぬといふことになつております。この趣旨で考えますときに、高等学校の教員と中、小学校の教員との給与問題が非常に複雑な問題が起つてゐる際に、概念的に高等学校の教員は中等学校の教員よりいふ境遇に置かなければならぬといふような概念的な問題ではなくして、なぜこのように三つにしなければならなかつたかといふことについて、御説明をお願いします。

○赤城委員 大体初等学校と高等学校の間に、どつちが責任が多いかといふようなことになりますると、これはいろいろ見方もありますので、見方によつてはどちらも違ひはないといふようなことにもなつております。けれども、高等学校の方がいろいろの点で、著しく負担が重いんじゃないか。教育基本法などは別に三本建にすべきだとか。一本建で行くべきだとかいふことはきめておらぬのですけれども、小学校においては大体普通教育、中学校においては中等普通教育、高等

学校に行きますと、その普通教育のほかに専門的な教育もしなければならぬ。こういうふうに学校教育法においても書いてありますが、そういういろいろな点を勘案しまして、この間にいささかの差を設けた方が現在の状況から見て適当じゃないか、こういうふうな考え方から、四級から九級の間に一号の差を設けよう、こういうことではあります。

○加賀田委員 これは提案者にまた関連性がありますので、人事院の方にお尋ねしたいと思つておるのですが、今度の勧告を見ますと、教職員には別個に号俸が出ておりますけれども、その内容を検討してみますと、初任級はもちろん相違はありますが、学歴並びに経年数等におきまして、高等学校、中、小学校という学校の区分によつてのみ等差はついてないと思つて、ただ校長とか上位の問題については、少し差がついておると思つて、学歴あるいは経年等に基く同一条件といふことにおいては、学校の相違によつては等差が出ていない、こういうふうになつておると思つて、しかしただいま提出されておりますこの法案は、高等学校と中、小学校という学校の等差だけで、相当の差がついておるように見受けられますが、この法案と人事院の勧告と相違点がござりますが、人事院としてこの法案に対していかに考へておるかといふことを御質問いたしたいと思つておる。

○瀧本政府委員 人事院といたしまして、この法案が出ました以上、人事院で給与準則におきまして、この教職員の俸給表を新たに一つつたわけではありますから、関連がありますので、い

ないのです。私はそういうふうに了解しております。

○川島委員長 申し上げますが、採決にさしかねないようには、本会議とにらみ合せて議事を進行しますから、御了承願います。――加賀田君。

○加賀田委員 今の答弁では、文部省から相当意見も出ておりましたが、それもある程度参酌して、人事院独自の立場に立つて立案したということでありますが、そうしますと、大體文部省の意向に沿うように努力され、しかも文部省としては、今勧告の中に含まれている教員の号俸に対しては、大體了承し得るものと確信されているかどうか。

○淺井政府委員 大體お説の通りでございます。

○加賀田委員 そういたしますと、勧告の中に含まれている職員の給与号俸は、文部委員としても大體了承している。そして人事院としても独自の立場に立つて、正しい最良のものであるという確信を持って提出されている。こういう二つの関連性をもつて提案者に質問したいのは、こうした各省が相当の研究を重ね、しかも要望を入れられて出された勧告案に、さらに異なつた今度の法案を提出されるということに対して、その点の関連性を御説明願いたいと思います。

○赤城委員 教育職員については特別の俸給表をつくつてそれに当てはめろ、教育職員は特殊性があるのだ、こういうことは加賀田さん御承知の通り前々から問題になつておつたのであります。これについては人事院も特別俸給表をつくつて勧告するように一応なつておりましたので、私もといたし

ましても、給与準則がいつ出るかわからぬけれども、とにかくこういういきさつもありましたので、現行法のもので改正案を出しても混乱を生じないことであつたならば、現行法のもので一日も早く改正案を出そう、こういうふうなことで出して来たのであります。従つてその結果、人事院の給与準則を混乱せしめようとか、そういう意図は全然持つておらなかつたのであります。

○加賀田委員 人事院の勧告等に関連性があつて、混乱さそうという意図はないという御説明がありました。もしそのために人事院勧告実施後に大きな混乱が起つたならば、こういうような法案に対して提案者としても十分留意していただかなければならぬと思うのです。そこで質問いたしたいのは、この問題は実質的に特に大学並びに高等学校の一部であらうとも、ベイス・アップという形が含まれておると思うのですが、その点いかがですか。

○赤城委員 この高等学校及び大学において一号上げた範囲につきましては、事実上切りかえの際に一号ずつベイス・アップする形になる、こう見て出したのであります。

○加賀田委員 勧告案によりますと、ベイス・アップと給与準則の制定という二つの問題が、からまつて出ているわけでありまして。しかしこういう状態の中で、多くの職員をのけて教員だけベイス・アップ的な法案を提出された意図に対して、職員間におけるいろいろな不満や矛盾が起つて来ると思いますが、この点提出者としてどういふふうにお考えになつておりますか。

○赤城委員 一般公務員との関連もいろいろ／＼な点から慎重に研究いたしました

て、その関連においてこの程度の差をつけても混乱は生じないだろう、こういうことでこの案を提出した次第でございます。

○加賀田委員 一部分のベイス・アップが行われたとしますと、予算的措置が別途に講ぜられなくてはならぬと思ひますが、この予算的措置が講ぜられておるかどうかということをお伺ひいたします。

○赤城委員 この間予算の修正がありまして、予算措置として三億六千万円、これは地方に対する平衡交付金として出されるものでありましようけれども、そういう措置が講じてありますので、その一部分をもつてすれば、予算の方には新たに措置をとらなくてもさしつかえない、こういう見通しでございます。

○川島委員長 本会議の關係がありますので、本日はこの程度にとどめまして、次会は明後二十七日午前十時より開会して、参考人より意見を聴取することにいたします。

念のため招待しました参考人の氏名を御報告申し上げます。東京教育大学学長豊沼直君、東京大学教授山之内一郎君、盛岡第一高等学校教諭石喜蔵君、徳島工業高等学校教諭森本真章君、釜石第一中学校教諭佐々木三男君、台東区黒門小学校校長小野重内君、以上六名であります。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十八分解散

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局